

31 監査第189号
令和2年1月31日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠田 信示

同 川上 明彦

同 山内 和雄

同 森下 利久

同 坂田 憲治

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和2年1月15日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

請求人から提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

平成 30 年度あいちトリエンナーレ地域展開事業費 現代美術作品の制作・展示「Windshield Time - わたしのフロントガラスから 現代美術 in 豊田」にて、愛知県県民文化局文化部長及び同文化芸術課トリエンナーレ推進室長が、自身の政治志向の表現をするため、あるいは、シンパの政治団体・勢力に妥協して、この事業の予算を執行し、また、監査・チェックを甘くした疑いがあることから、監査を求める。

この事業の翌年度である令和元年度に行われたあいちトリエンナーレ 2019 において、国際芸術祭に何の実績もないジャーナリストの監督が選ばれ、芸術家とは言い難い政治活動家のグループが主導し、収集した、極めて政治メッセージが高い表現が展示された。この流れを作り出すための布石の実績として、地域展開事業が行われている。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を監査対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

しかしながら、請求人が事実証明書で摘示した事業費の支出（現代美術作家への支払）は、「Windshield Time - わたしのフロントガラスから 現代美術 in 豊田」を実施したあいちトリエンナーレ地域展開事業実行委員会により行われたものであり、県の財務会計上の行為ではない。

なお、請求人は、県の支出である地域展開事業費について、平成 30 年度一般会計歳出決算の内容である支出済額 24,521,311 円を事実証明書により摘示していることから、請求人は、県の支出である地域展開事業費について、監査することを求めているとも考えられるので、念のため検討する。

この点、住民監査請求においては、違法又は不当と主張する財務会計行為について、単なる個人的な憶測や見解を述べるのでは足りず、その理由や事実を具体的に特定した上で、これを証する書面を添えて請求しなければならない。

ところが、請求人は、県職員自身の政治志向の表現をするため、あるいは、シンパの政治団体・勢力に妥協して、当該事業の予算を執行等したという個人的な憶測や見解を述べるのみであり、違法又は不当であるとする理由を具体的に示しているとは認められない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法である。